

< 目 次 >

第1章 はじめに	1
1．景観計画策定の背景と目的	1
2．景観計画及び景観条例の位置づけ	1
3．「景観」とは	2
第2章 桜井市の景観特性	3
1．景観資源	3
2．景観特性	5
3．景観の構造	15
4．課題の整理	19
第3章 景観計画の区域	23
1．景観計画の区域の考え方	23
2．重点景観形成区域の設定	23
3．重点景観形成区域の範囲	26
第4章 良好な景観の形成に関する方針	37
1．景観形成の基本理念	37
2．景観形成の基本方針	38
3．景観構造からみた景観形成の方針	39
4．重点景観形成区域における景観形成の方針	41
第5章 景観計画の区域における行為の制限に関する事項	45
1．届出の必要な行為	45
2．景観形成の基準	53

第6章 その他良好な景観の形成のための必要な事項	66
1．景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針	66
2．屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する	
物件の設置等に関する行為の制限に関する事項	66
3．景観重要公共施設の整備に関する事項	67
4．景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項	67
第7章 景観まちづくりの取り組み方策	68
1．市民、事業者、行政の役割	68
2．景観まちづくりへ参加するための仕組みづくり	69
3．景観まちづくりの推進体制の整備	70